



第7号様式（第5条関係）

令和5年4月30日

浜松市議会議長 様

会 派 名	浜松市議会市民クラブ
報告者	
代表者氏名	会長 平間良明

政 務 活 動 費 収 支 報 告 書

浜松市議会政務活動費の交付に関する条例第9条の規定により別紙のとおり
令和5年度4月分 政務活動費の収支報告をいたします。

別紙

会派名 浜松市議会 市民クラブ

令和 5 年度 (4月)

1 収 入

政務活動費 750,000 円 (ただし、預金利息 0 円を含む)

2 支 出

項 目	金 額 (円)	備 考
調 査 研 究 費	-17,320	交通費
研 修 費	-592	交通費
広 報 費	-0	
広 聴 費	-10,841	交通費
要請・陳情活動費	-0	
会 議 費	-3,700	交通費
資 料 作 成 費	-0	
資 料 購 入 費	-17,210	書籍代、振込手数料、新聞代
人 件 費	-260,409	雇用職員給与、労働保険料、社会保険料
事 務 所 費	-158,783	複合機リース料、Wi-Fiルーター、PC内臓SSD、設定費、事務用品代等
合 計	-468,855	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 -281,145



郵便はがき

4 3 0 0 9 4 6

静岡県浜松市中区
元城町103-2

浜松市議会市民クラブ 様

振込日	令和5年4月3日
振込先	浜松磐田信用金庫
預金種目	口座番号
金額	¥750,000

議会総務課
令和5年度政務活動費(市民クラブ・4月分) 地方自治法施行令
¥750,000

支払いに関するお問い合わせは、各担当課までお願いいたします。

調査研究費

月	日	番号	摘要		支出	累計
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	✓ 2,664	✓ 2,664
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	✓ 6,664	✓ 9,328
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	✓ 4,144	✓ 13,472
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	✓ 3,848	✓ 17,320
						✓17,320

研修費

月	日	番号	摘要		支出	累計
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	／ 592	／ 592
						／ 592

広聴費

月	日	番号	摘要		支出	累計
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	4,292	4,292
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	6,549	10,841
						10,841

会議費

月	日	番号	摘要		支出	累計
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	888	888
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	962	1,850
4	28		市内・近接地等の旅費	4月分	1,850	3,700
						3,700

資料購入費

月	日	番号	摘要	支出	累計
4	11	1	イマジン出版㈱ D-file年間購読料の内、4月号分	／ 4,950	／ 4,950
4	11	1	元目郵便局 振込手数料(現金、ATM、料金受取人負担帳票)	／ 110	／ 5,060
4	26	2	㈱読売新聞浜松西部販売所 日経新聞、静岡新聞4月分(口座振替)	／ 7,750	／ 12,810
4	28	3	(有)太田新聞店 中日新聞4月分(口座振替)	／ 4,400	／ 17,210
					／ 17,210

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	5	0	6	0

但し イマジン出版株式会社への支払い

内訳 D-file 2023年4月号～2024年3月号、別冊あり(夏、秋、冬、春号)
年間購読料(請求額)60,000円の内訳(①+②)

①4月号	4,950
②5月号～翌年3月号、別冊	55,050
③振込手数料(現金、ATM、料金受取人負担帳票)	110

合計額 60,110 円

支払証明額(①+③) 5,060 円

(写し)

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-04-1123351	A93170007	
取扱店	ハママツゲンモク	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*60,000	料金 *110
振替受付票		
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*60,110	
おつり	*0	
5月3日～5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します		

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
05-04-1123351	A93170007	
取扱店	ハママツゲンモク	
払込口座	[REDACTED]	
払込金額	*60,000	料金 *110
振替受付票		
振替受付票 払込みの証拠となるものですから大切に保存して下さい。 料金には、消費税等が含まれています。(ゆうちょ銀行)		
入金額	*60,110	
おつり	*0	
5月3日～5日は、ゆうちょのほぼすべてのサービスを終日休止します		

印紙税申告納付につき廻町税務署承認済

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者名 平間良明



御見積書

①

2023年04月05日

頁 1

No. 45461

浜松市議会 市民クラブ様

15178

下記の通り御見積り申し上げます。

¥60,000

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三
〒110-8508 東京都千代田区千代田5-8-8
TEL 03-3942-2520
FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合計金額
1	D-file 2023年5月発行号(4月号)上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2023年6月発行号(5月号)上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2023年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2023年8月発行号(7月号)上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2023年9月発行号(8月号)合本	1	3,080	3,080
6	D-file 2023年10月発行号(9月号)上・下	2	2,475	4,950
7	D-file 2023年11月発行号(10月号)上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2023年12月発行号(11月号)上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2024年1月発行号(12月号)上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2024年2月発行号(1月号)合本	1	3,080	3,080
11	D-file 2024年3月発行号(2月号)上・下	2	2,475	4,950
12	D-file 2024年4月発行号(3月号)上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.94(夏号),Vol.95(秋号),Vol.96(冬号),Vol.97(春号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要	合計	26		60,000

請求書

No. 45461

2023年04月05日

頁 1

浜松市議会 市民クラブ様

15178

下記の通り御請求申し上げます。

¥60,000

イマジン出版株式会社

代表取締役 片岡幸三
〒110-8508 東京都千代田区千代田5-8-8
TEL 03-3942-2520
FAX 03-3942-2623

行	商 品 名	部 数	定 価	合計金額
1	D-file 2023年5月発行号(4月号)上・下	2	2,475	4,950
2	D-file 2023年6月発行号(5月号)上・下	2	2,475	4,950
3	D-file 2023年7月発行号(6月号)上・下	2	2,475	4,950
4	D-file 2023年8月発行号(7月号)上・下	2	2,475	4,950
5	D-file 2023年9月発行号(8月号)合本	1	3,080	3,080
6	D-file 2023年10月発行号(9月号)上・下	2	2,475	4,950
7	D-file 2023年11月発行号(10月号)上・下	2	2,475	4,950
8	D-file 2023年12月発行号(11月号)上・下	2	2,475	4,950
9	D-file 2024年1月発行号(12月号)上・下	2	2,475	4,950
10	D-file 2024年2月発行号(1月号)合本	1	3,080	3,080
11	D-file 2024年3月発行号(2月号)上・下	2	2,475	4,950
12	D-file 2024年4月発行号(3月号)上・下	2	2,475	4,950
13	Beacon Vol.94(夏号),Vol.95(秋号),Vol.96(冬号),Vol.97(春号)	4	1,100	4,400
14	年間購読割引			-60
15				
摘要	合計	26		60,000

-10-

振込口座 ミズホ銀行 伊豆川支店(〒1327831イマジンシティバンク)

①

払込取扱票

通常払込料金
加入者負担

02		口座記号	口座番号(右記で記入)	金額	千	百	十	百	十	百	十	百
				¥	6	0	0	0	0	0	0	0
加入者名 イマジン出版株式会社				料金	備考							

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号		請求元 印 加入者 各 枚 別										
加入者名	イマジン出版株式会社											
金額	千	百	十	百	十	百	十	百	十	百	十	百
	¥	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ご依頼人	静岡県浜松市元城町103-2 浜松市議会 市民クラブ 様											
料金	備考											

各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください

D-file 2023年5月発行号~2024年4月発行号 別冊あり

No. 45461

日付 2023年 04月 05日

ID 15178

430 - 8652

静岡県浜松市元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ 様

053-457-2496

(ご連絡先電話番号)

ご依頼人欄に、あところ・おなまえをご記入ください。
これより下部には何も記入しないでください。

記載事項を訂正した場合は、その箇所を訂正印を押してください。
切り取りをいでお出しください。

この受領証は、大切に保管してください。

2

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	7	7	5	0

但し 4月分新聞購読料として

内訳 日本経済新聞(朝刊)4,450円、静岡新聞(朝刊)3,300円

口座振替:株読売新聞浜松西部販売所

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月26日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者名 平間良明

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	4	0	0

但し 4月分新聞購読料として
内訳 中日新聞(朝夕刊)4,400円
口座振替:有限会社太田新聞店

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月28日

会派名 浜松市議会 市民クラブ
代表者名 平間良明



③

見積書

1. 契約金額 (年額) ¥52,800 (税込)

2. 品名 数量 軽減税率対象商品です

品名	数量	税込価格	合計
中日新聞朝夕刊	12	4400	52800
合計			52800

3. 納入期間 2023年4月1日～2024年3月31日まで

4. 受渡場所 市民クラブ 様

上記の通り見積書を提出します。

2023年4月1日

供給者 住所 浜松市中区舘塚4丁目1番15号
有限会社 太田新聞店
氏名 代表取締役 太田将大

人件費

月	日	番号	摘要	支出	累計
4	20		給与4月分	223,961	223,961
4	20	1	職員負担分(預り金) 健康保険料(4月分)	-12,727	211,234
4	20	1	職員負担分(預り金) 厚生年金保険料(4月分)	-20,130	191,104
4	20	1	職員負担分(預り金) 雇用保険(4月分)	-1,344	189,760
4	20	2	静岡県労働局(国税) 会派雇用職員の労働保険料(4月分)	4,143	193,903
4	28	3	浜松西年金事務所 社会保険料4月分	66,506	260,409
					260,409

職員出勤簿

× 9.25 / B ▶ 2023年 5月 17日

【採用日:2007年(平成19年)5月17日】

所属		氏名																				届出印		有給休暇数										備考
浜松市議会 市民クラブ		[Redacted Name]																				[Redacted Seal]		[Redacted Numbers]										
日 月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31			
1	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	有給	有給					
2	有給	有給	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	/	有給	有給				
3	有給	有給	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	有給	有給					
4	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	有給	有給	/	/	/	/	/				
5	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
6	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
7	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
8	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
9	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
10	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
11	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				
12	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/				

新
新
新
新

雇用通知書

2023年 4月 1日

様

会派名 市民クラブ
代表者 会長 平間良明

あなたを次の条件により、雇用します。

雇 用 期 間	2023年4月1日 ～ 2023年4月30日
勤 務 場 所	浜松市役所内 市民クラブ議員控え室
職 務 内 容	議員の政務活動研究補助
勤 務 時 間	月曜日 ～ 金曜日まで午前8時30分 ～午後4時30分 (うち休憩時間45分) 所定時間外労働 有
週 休 日	土曜日・日曜日
休 日	祝日法に定める休日、12月29日 ～翌年1月3日
休 暇	(1) 年次有給休暇 有 別に定める (2) 特別休暇 有
賃 金	月 額 201,100 円 交 通 費 20,000 円 支 給 日 毎月20日 (その日が週休日又は休日にあたるときは、その日前において、その日に最も近い週休日又は休日でない日とする。)

その他、当該通知書にて定めていないことについては、就業規則による。

給料受領書

受給者氏名: XXXXXXXXXX

(円)

年月日	本給及び 期末手当	交通費	【社会保険料等の控除額】			出金額 (控除後)	受領 印	領収書 №
			健康保険	厚生年金	雇用保険			
2023年								
4月20日	203,961	20,000	12,727	20,130	1,344	189,760	XXXXXXXXXX ① ✓	
5月●日						-		
6月●日						-		
6月●日 (夏季賞与)		/				-		
7月●日						-		
8月●日						-		
9月●日						-		
10月●日						-		
11月●日						-		
12月●日 (冬季賞与)		/				-		
12月●日						-		
2024年								
1月●日						-		
2月●日						-		
3月●日						-		
合計	203,961	20,000	12,727	20,130	1,344	189,760	/	

【社会保険料(健康保険+厚生年金)】

(円)

	4月	5月	6月	7月 (賞与含)	8月	9月	合計
会派負担分	33,649						33,649
職員負担分	32,857						32,857
合計	66,506	0	0	0	0	0	66,506

領収書③ 領収書 領収書 領収書 領収書 領収書

	10月	11月	12月 (賞与含)	1月	2月	3月	合計
会派負担分							0
職員負担分							0
	0	0	0	0	0	0	0

領収書 領収書 領収書 領収書 領収書 領収書

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	4	1	4	3

但し 2023年4月分の労働保険料(雇用保険+労災保険)として

内訳 納付先: 静岡労働局(国税)

● 労働保険料(労災保険①+雇用保険②③)の総額 (2023年4月分)

【雇用通知】 221,100円
 【4/10(月)18:15まで勤務】 0.5hオーバー、1.25h残業扱い=2,861円
 $221,100 + 2,861 = 223,961$ 円
 $223,961 \times 18.5(①+②+③) / 1,000 = 4,143.2785$ (小数点以下四捨五入) **4,143円(①+②+③)**

※ それぞれの負担割合は以下の通り

【労災保険率①】	
$223,961 \times 3 / 1,000 = 671.883$ 円	672 ... ①

①全額事業主負担⇒3/1,000
 $223,961 \times 3 / 1,000 = 671.883$ 672 ①

【雇用保険率②+③】	
$223,961 \times 15.5 / 1,000 = 3,471.3955$ 円	3,471 ... ②+③

②労働者負担⇒6/1,000
 $223,961 \times 6 / 1,000 = 1,343.766$ (被保険者負担分の端数は50銭以下四捨五入50銭以上四捨五入)
 ③事業主負担⇒9.5/1,000
 $223,961 \times 9.5 / 1,000 = 2,127.6295$

1,344 ②
2,127 ③

①の負担と一致

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月20日

会派名 浜松市議会市長会
 代表者名 平間良明



令和4年度の労働保険料等の申告・納付は7月11日までに

労働保険（労災保険と雇用保険の総称）の保険料は年度ごとに、あらかじめ概算で申告・納付し、翌年度に確定精算することになっているため、事業主の皆様には、当年度の労働保険料と前年度の労働保険料等を併せて申告・納付していただくこととなります。この手続きを「年度更新」といいます。

令和4年度更新の主要事項

6月1日（水）～7月11日（月）までとなります。

*期限までに保険料の申告・納付を行わないと追徴金や延滞金を徴収されることがあります。

労働保険料の算出方法

労働保険料の額は、原則として以下により算出されます。

※雇用保険については、被保険者でない者の賃金は除かれます。

保険料等算定に当たっての留意事項

労働者とは、職業の種類を問わず、事業に使用される者で賃金を支払われる者をいいます。

※雇用保険の対象とならない労働者について

労働者は、常用、パート、アルバイト、派遣等雇用形態にかかわらず、原則として雇用保険の対象（被保険者）となります。

ただし、以下のいずれかに該当する者は、雇用保険の被保険者に該当しないので、雇用保険に係る保険料の算定基礎額から除外されます。

・1週間の所定労働時間が20時間未満、又は31日以上、かつ365日未満の期間を予定して行われる季節的・臨時業務に従事する者

・4ヶ月以内の期間を予定して行われる季節的・臨時業務に従事する者

・日雇労働被保険者とならない日雇労働者

・国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例、規則等により支給を受ける諸給付の内容が雇用保険の失業給付の内容を

労働者の取組むべき事項

原則として労働者には該当しませんが、以下の者は一般的に労働者となります。

・労災保険については、業務執行権のない者で、業務執行権のある取締役などの指揮監督を受けて労働に従事し、賃金を得ている者

・雇用保険については、取締役であっても同時に部長、支店長など従業員としての身分を有している者で、報酬などの面からみて労働者の性格の強い者

※賃金総額

労働保険料等の算定基礎となる賃金については、表面労働保険料等の算定基礎となる賃金（例）を参照してください。

なお、建設の事業、立木の伐採の事業など一部の事業については、労働保険に限り賃金総額の特例が認められています。

※保険料率（令和4年4月1日現在）

保険料率はそれぞれ事業の種類ごとに、労災保険率は54、雇用保険率は3つの区分に分類されて定められています。それぞれの事業の保険料率については、表面「労働保険率表」及び「雇用保険率表」を参照してください。

保険料の申告・納付に当たっては、事業内容などから現在適用されている保険料率が適正であるか否かを確認してください。

また労災保険率のみ、一定規模以上の事業については、労災保険の業務災害に係る保険給付額等に応じて労災保険率を割増・割引する制度（いわゆる「メリット制」）があります。

※雇用保険の被保険者が負担する雇用保険料額は、以下のとおりです。

※雇用保険の被保険者の賃金総額 × (被保険者負担率※)

※具体的な率は表面「雇用保険率表」でご確認ください。

被保険者負担分の雇用保険料額に1円未満の端数が生じたとき、その端数の取扱いは以下のとおりとなります。ただし、慣習的な取扱いや等の特約がある場合には、この限りではありません。

・被保険者負担分を賃金から源泉控除する場合

50銭以下は切り捨て、50銭1厘以上は切り上げとなります。

・被保険者負担分を被保険者が事業主へ現金で支払う場合

50銭未満は切り捨て、50銭以上は切り上げとなります。

一般拠出金

一般拠出金とは、右欄による健康被害の救済に関する法律により、右欄（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てられるため、事業主の皆様にご負担いただくものです。

・一般拠出金の納付は、労働保険の確定保険料の申告に併せて、申告・納付します。

・一般拠出金率は、業種を問わず一律1,000分の0.02です。

・一般拠出金率にはメリット料率の適用（割増・割引）はありません。

・一般拠出金には、概算納付の仕組みはなく、確定納付のみの手続きとなります。また、延納（分割納付）はできません。

※保険料の納付（分割納付）

保険料の納期限は、原則として7月11日ですが、概算保険料額が1万円（労災保険又は雇用保険のいずれかのみ）の保険料額が成立している事業については20万円以上で、延納（分割納付）を申請した場合には、3期に分けて納付することができます。

なお、3期に分けて納付する場合は以下のとおりです。

納期限	労働保険事務の処理を労働保険事務組合に委託している場合
1期	令和4年7月11日 令和4年7月11日
2期	令和4年10月31日 令和4年11月14日
3期	令和5年1月31日 令和5年2月14日

※口座振替納付

口座振替の手続きをしている継続事業（一括有期事業を含む。）については、次の振替日に口座振替を行います。

振替日	振替日
全期（延納しない場合）	令和4年9月6日
1期（延納する場合）	令和4年11月14日
2期	令和5年2月14日
3期	令和5年2月14日

年度更新期間内に保険料等の申告がないと、全期・1期分の口座振替納付の処理を行うことができず、留意してください。

※申告・納付期日である令和4年7月11日（月）は、都道府県労働局・労働基準監督署・金融機関・郵便局窓口が大変混雑することが予想されますので、余裕を持った申告・納付をお願いします。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所にお尋ねください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所

銀座局
料金後納郵便

430-0946

浜松市中区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ 御中

別表



216AKX0852975#



事業主の皆様へ 厚生労働省から
雇用保険』に関するお知らせです

「雇用保険適用窓口」来所の受付終了時間は16:00です。
 ～便利な電子申請をご利用ください～

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
 厚生労働省 職業安定局 雇用保険課適用係

このはがきにお心あたりのない方へ

大変お手数をおかけしますが、最寄りのハローワークにご連絡いただくか、はがき表面に大きく「あて所に尋ねあたりません」と書いて最寄りの郵便局へお届け、またはポストにご投函ください。よろしくお願ひします。

令和5年度の雇用保険料率のお知らせ

令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)の雇用保険料率は、下記の表のとおりです。

保険料率	e事業主負担		f労働者負担		合計
	失業給付・育児休業給付の保険料率	失業給付・育児休業給付の保険料率	失業給付・育児休業給付の保険料率	失業給付・育児休業給付の保険料率	
一般の事業主	9.5/1,000	6/1,000	6/1,000	15.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・漁業・建設の事業主	10.5/1,000	7/1,000	7/1,000	17.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業主	11.5/1,000	7/1,000	7/1,000	18.5/1,000	18.5/1,000

その他のお知らせ

● 雇用保険手続の届出に必ず法人番号及び個人番号の記載をお願いします。

◇ 法人番号が必要な届出については、法人番号の記載をお願いします。個人番号の記載が必要な申請・届出のほか、まだハローワークに個人番号の届出がない被保険者に係る各種申請・届出の際に、個人番号の届出をお願いします。

● 雇用保険手続は電子申請が便利です。

- ◇ 電子申請なら、オフィスや出先のPCなどいつでもどこからでも申請ができます。
- ◇ 移動時間や交通費、郵送費などのコスト削減が期待できます。
- ◇ 無料で取得可能なGビズID*を利用すれば、電子申請に費用はかかりません。
- ◇ 雇用保険に関する一部の手続を特定の法人が行う場合、令和2年4月以降に開始される各法人の事業年度から、電子申請により行うことが義務付けられています。

*GビズIDとは、1つのアカウントで複数の行政サービスにアクセスできる認証システムです。

電子申請についてはこちら

GビズIDについてはこちら

GビズID

雇用保険 電子申請

雇用保険 電子申請業務化

雇用保険 マイナンバー

● 育児休業給付について

◇ 令和4年10月から育児・介護休業法の改正により、育児休業の2回までの分割取得と、産後1ヶ月(出生時育児休業)の制度が施行されました。これに伴い、育児休業給付についても分割取得に対応した育児休業給付金と出生時育児休業に対応した出生時育児休業給付金が支給されます。詳しくは、最寄りの労働局またはハローワークまでご相談ください。

● 高齢者雇用継続給付について

◇ 令和7年度から新たに60歳となる方について、高齢者雇用継続給付の給付率が引き下げ(15%→10%)となります。これに併せ、令和3年度から60歳から64歳までの労働者の処遇を改善する企業の取組を支援する「高齢者雇用継続給付改正」が実施されます。活用をご検討の際は、最寄りの労働局またはハローワークまでご相談ください。

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	6	6	5	0	6		

但し 令和5年4月分の社会保険料として

内訳 納付先: 日本年金機構 浜松西年金事務所

保険料内容	被保険者	事業所	計
健康保険料	12,727	12,727	25,454
厚生年金保険料	20,130	20,130	40,260
子ども子育て拠出金 (※1)	0	792	792

※1...標準報酬月額に、拠出金率(0.36%)を乗じた額

合計 66,506 円

保険料納入告知額・領収済額通知書

2189

あなたの本月分保険料額は下記のとおりです。

なお、納入告知書を指定の金融機関に送付しましたから、指定振替日（納付期限）前日までに口座残高の確認をお願いします。

下記の金額を指定の金融機関から口座振替により受領しました。

事業所整理記号	事業所番号	納付目的年月	納付期限
		令和 5 年 4 月	令和 5 年 5 月 31 日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定	
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金	
25,454	40,260	792	
合計	額		¥66,506 円

令和 5 年 3 月分保険料	領収日	令和 5 年 5 月 1 日
健康勘定	厚生年金勘定	子ども・子育て支援勘定
健康保険料	厚生年金保険料	子ども・子育て拠出金
25,454	40,260	792
合計	額	¥66,506 円

令和 5 年 5 月 19 日

歳入徴収官

厚生労働省年金局事業管理課長
(日本年金機構 浜松西年金事務所)



430-8652 浜松市 中区 元城町
103-2

浜松市議会 市民クラブ

様

(裏面へつづく)

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5 年 4 月 28 日

会派名 浜松市議会市民クラブ

代表者名 平間良明



事務所費

月	日	番号	摘要	支出	累計
4	11	1	はましんリース(株) キヤノン複合機リース料(口座振替)	14,580	14,580
4	28	2	(有)マックオーエー ASKUL4月分	9,973	24,553
4	26	3	浜松ケーブルテレビ(株) インターネットサービス4月利用料	5,500	30,053
4	28	4	新栄事務機(株) コピー料金4月分(8階控室)	6,080	36,133
4	28	4	浜松いわた信用金庫 振込手数料(ATM現金,同行,他店,5万円未満)	220	36,353
4	28	5	新栄事務機(株) 職員PC内臓SSD、増設メモリ、設定費	39,380	75,733
4	28	5	新栄事務機(株) Wi-Fiルーター、設定費、スマートLiteスイッチ、LAN配線等	82,500	158,233
4	28	5	浜松いわた信用金庫 振込手数料(窓口扱、5万円以上、当金庫他店)	550	158,783
					158,783

リース契約証書

貸主使用欄 (捺印)		

契約No. [Redacted]

西暦 2019年 5月 21日

リース借主 (乙)

住所 浜松市中区元城町103-2
 浜松市議会市民クラブ
 氏名 会長 平間良明 [Redacted]

リース貸主 (甲)

浜松市中区元城町115番地の1
はましんリース株式会社 [Redacted]
 代表取締役 山田正和 [Redacted]

連帯保証人

住所 [Redacted]
 氏名 **余白** 印

連帯保証人

住所 [Redacted]
 氏名 **余白** 印

リース借主 (以下「乙」という。) とリース貸主 (以下「甲」という。) は、次のとおりリース契約を締結します。
 この契約の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙が各1通を保有します。

(特約欄)

貸主使用欄	
照合日	
照合者	

第1条 (契約の趣旨)

- (1) 甲は、乙の依頼に基づき、乙の指定する表(2)記載のリース物件(ソフトウェア付きの場合はソフトウェアを含む、以下「物件」という。)を乙の指定する表(1)記載の売主(以下「丙」という。)から購入し、乙に対し物件をリースし、乙はこれを受け受けます。
- (2) この契約は、この契約に定める場合を除き解除または解約することはできません。

第2条 (物件の引渡し)

- (1) 物件は、丙から表(3)記載の設置場所へ搬入されるものとし、乙は、物件が搬入されたときは、引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、乙の負担で丙のため物件を保管します。
- (2) 乙は、搬入された物件について直ちに乙の負担で検査を行い、瑕疵のないことを確認したうえで、検査完了の日付で物件の借受証を甲に交付します。借受証の発行日に物件の引渡しが完了したものとします。
- (3) 乙が物件の借受証を甲に交付したときは、物件は瑕疵なく完全な状態で乙に引渡されたものとみなし、以後、甲は、かかる事由によっても物件のすべての瑕疵または契約との不適合について何らその責に任じません。
- (4) 乙が不当に物件の搬入、検査、引渡しを拒み、または遅らせたときは、甲は、この契約を催告を要せずして解除することができます。この場合、丙から乙または甲に対して何らかの請求があったときは、乙の費用と責任において、丙との間で直接これを解決します。
- (5) 天災地変、戦争、その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令の制定改廃、丙の都合、その他甲に故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、甲は一切の責任を負いません。この場合、丙の責めに帰すべき事由により乙に損害が生じた場合には、乙は、第14条第(2)項に定める方法により、丙との間で解決します。

第3条 (リース期間)

乙が、物件を使用できる期間(以下「リース期間」という。)は表(4)記載のとおりとし、借受証発行日から起算します。

第4条 (リース料)

- (1) 乙は、甲に対して表(5)記載のとおりリース料を支払います。
- (2) 乙は、リース期間中において、物件を使用しない期間または使用できない期間があったとしても、その理由の如何を問わず、甲に対するリース料の支払いを免れません。

第5条 (前払リース料)

- (1) 乙は、この契約に基づく乙の債務履行を担保するために、甲に対して、前払リース料を表(6)記載のとおり支払います。
- (2) 前払リース料は前払利息とし、最終リース料から順次滞り前払リース料の額に充てるまでの各リース料の各支払期日が到来したときに、自動的にそのリース料に充当されるものとします。
- (3) 乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当したときは、甲は前項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料をもって乙に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。
- (4) 乙は、前払リース料の支払いをもって、前二項に定めるほか、甲に対する一切の支払義務を免れることができます。

第6条 (費用負担等)

- (1) 乙は、この契約の締結に関する費用およびこの契約に基づく乙の債務履行に関する一切の費用を負担します。
- (2) 甲は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、乙は、甲の請求により、直ちにその増額分を表(5)および表(6)記載のリース料とあわせて支払います。
- (3) 消費税および地方消費税(以下「消費税等」という。)は乙の負担とします。表(5)、表(6)および表(10)記載の消費税等額は、この契約の成立日の税率に基づいて計算したものであり、消費税等額が増額された場合には、乙は、甲の請求により、直ちにその増額分を甲に支払います。
- (4) 乙は、固定資産税および消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用およびこの契約に基づく取引に際して、または課されることのある諸税相当額を各税種別の如何にかかわらず負担します。
- (5) 前項により甲が諸税を納めることとなったときは、その納付の前後を問わず、乙は、甲の請求により、直ちにこれを表(5)および表(6)記載のリース料とあわせて支払います。

第7条 (物件の使用・保管・維持管理)

- (1) 乙は、リース期間中、物件を表(3)記載の設置場所において使用することができます。
- (2) 乙は、物件を本来の用途および諸法令に従って、善良な管理者の注意をもって使用、保管するものとします。
- (3) 乙はその責任において、物件が常時正常な使用状態および十分に機能する状態を維持するため保守、点検、整備その他一切の行為を行うものとし、その費用一切を負担します。
- (4) 甲は、物件の修理または点検整備期間中の代替物件の提供、およびその期間中の休業補償等についてその責任を負いません。

第8条 (物件の保守)

- (1) 乙は、物件について保守契約を必要とする場合には、乙の選択による保守業者との間で直接これを締結するものとし、この保守に伴う一切の費用を負担します。
- (2) 甲は前項の保守について一切の責任を負いません。

第9条 (第三者に対する賠償責任)

- (1) 物件自体または物件の設置、保管および使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因の如何を問わず、乙の費用と責任で解決します。また、乙および乙の従業員が損害を受けた場合も同様とします。
- (2) 前項において、甲が損害の賠償をした場合、乙は甲の支払った賠償額(弁護士費用を含む。)を償還します。
- (3) 物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他知的財産権を侵害することによって生じた損害および紛争について、甲は一切の責任を負いません。

第10条 (禁止行為)

- (1) 乙は、物件について次の行為、その他甲の所有権を侵害するような行為をすることができません。
 - ① 第三者に譲渡したり、または担保に入れること。
 - ② 日本国外に持ち出すこと。
- (2) 乙は、甲の書面による事前の承諾なしに次の行為をすることができません。

- ① 物件を表(3)記載の設置場所から移転すること。
 - ② 物件を第三者に転貸したり、または占有を移転すること。
 - ③ 物件を他の不動産または動産に付着させること。
 - ④ 物件に他の動産を付着すること。
 - ⑤ 物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
 - ⑥ この契約に基づく乙の権利または地位を第三者に譲渡すること。
- (3) 物件に付着した動産の所有権は、甲が書面により乙の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で甲に帰属します。
- (4) 第(2)項に基づいて、物件を不動産に付着させる場合は、乙は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に附合せず、かつ、物件を不動産から離脱させるときに不動産に与える損傷について、甲に対して何等の修繕または損害賠償請求も行わない旨が記載された書面を提出させます。

第11条 (物件の所有権移譲)

- (1) 甲は、甲が物件の所有権を有する旨の標識(以下「所有権の標識」という。)を物件に貼付することができるものとし、乙は、甲から要求があったときは、物件に所有権の標識を貼付します。
- (2) 乙は、リース期間中、物件に貼付された所有権の標識を維持します。

第12条 (物件の点検・調査等)

- (1) 甲または甲の指定した者が、物件の現状、稼働および使用保管状況を自ら点検、調査することを求めたとき、または、これらに関する報告を求めたときは、乙はこれに応じます。

第13条 (権利保全)

- (1) 第三者が物件について権利を主張し、または、保全処分もしくは強制執行等により甲の所有権を侵害するおそれがあるときは、乙は、この契約書等甲の所有であることを証する書面を提示し、物件が甲の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を甲に通知します。
- (2) 甲が、この契約による権利を守り、もしくは回復するため、または第三者より異議もしくは苦情の申立てを受けたため、やむを得ず必要な措置をとったときは、乙は、物件の搬出費用、弁護士費用その他一切の費用を甲に支払います。
- (3) この契約に要する甲の権利保全を必要とする相当の事由が生じたときは、乙は甲の請求により、甲の承認する担保もしくはお借担保を差入れ、または保証人を立てもしくは追加します。

第14条 (物件の瑕疵等)

- (1) 物件の規格、仕様、品質、性能、数量および物件に関するソフトウェア等に隠れた瑕疵があった場合、ならびに物件の選択または決定に際して乙に錯誤があった場合においても、甲は一切の責任を負いません。
- (2) 前項の場合、乙は丙に対して、次の各号のいずれかの方法によって、権利行使をするものとします。
 - ① 乙は、丙に対し直接請求することにより、乙丙間でその解決を行い、甲は、甲が必要と認める範囲で乙の権利行使に協力します。この場合、乙はリース料の支払い、その他この契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。
 - ② 乙が甲丙間の売買契約の解除を希望する場合には、甲は、乙との間に別途契約を締結することにより、甲丙間の売買契約上の買主としての地位(契約解除後その他買主としての地位に基づく諸権利および義務を含む。)および物件の所有権を、第16条に定める規定損害金相当額を譲渡代金として、その譲渡代金とこれに対する消費税等の支払いを受けるのと引き換えに乙に譲渡する手続を取ります。この場合、譲渡代金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。
- (3) 甲は、前項各号に基づく権利譲渡(前項第②号による譲渡の一形態として甲の丙に対する請求権を乙に譲渡する場合を含む。)に関し、譲渡に係る諸権利の存否、ならびに丙の責力および履行を担保しません。

第15条 (物件の滅失・毀損)

- (1) 物件の搬入日からその返還までに生じた物件の滅失、空損、毀損その他一切の危険は、すべて乙の負担とします。
- (2) 物件が毀損したときは、乙は、乙の費用と責任で物件を正常な状態に修復するものとし、その事実を書面であらためて甲に通知します。この場合、この契約は何らの変更なくそのまま継続するものとします。
- (3) 物件が盗難、滅失(所有権の侵害を含む。)するなど、乙が物件の占有を失ったとき、または物件が毀損して修理不能のときは、乙は甲に対しその旨を書面を通じて通知し、その原因の如何を問わず、損害賠償として第16条に定める規定損害金を直ちに甲に支払うものとします。この場合、規定損害金の支払完了と同時にこの契約は終了するものとします。

第16条 (規定損害金)

規定損害金の額は表(8)記載のとおりとし、リース期間の開始日から1ヶ月間は基本額とし、その後については、リース期間の開始日から1ヶ月毎に経過ごとに、前定の経過月額を減じた金額とします。
但し、減額した期間に、リース料(据置期間の未払リース料を含む。)およびその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

第17条 (物件の保険)

- (1) 甲は、物件について甲が選定する保険会社と甲を被保険者とする表(7)記載の保険契約を締結し、保険料は甲が負担します。保険期間は借受証発行日から開始するものとします。
- (2) 前項の保険においては、地震、乙の故意または重大な過失、その他保険契約に定める免責事項に該当する損害は不担保とします。
- (3) 前二項に關し、表(7)に異なる内容を定めた場合には、表(7)の定めによるものとします。
- (4) 物件に保険事故が発生したときは、乙は直ちにその旨を甲に通知するとともに、保険金受取りに必要なすべての書類を遅滞なく甲に交付するものとします。
- (5) 前項により、保険金が支払われたときは、次の各号の場合に応じ、その定めに従います。
 - ① 物件が毀損して修理可能な場合には、甲は、乙が第15条の規定に従い物件を修復した場合に限り、甲が受取った保険金を限度として、乙の支払った費用を乙に支払います。
 - ② 物件が滅失し、または毀損して修理不能な場合には、乙は、甲が受取った保険金を限度として、当該物件に係る第15条第(3)項の規定損害金の支払いを免れます。

第18条 (順位の利益喪失・契約解除)

- (1) 乙に次の各号に該当する事由の一つでも発生したときは、甲からの通知、催告を要せず、乙は当然にこの契約に基づく乙の債務についての期限の利益を失うものとし、乙は、残存リース料(リース料総額から乙が既に支払ったリース料を控除した額)およびその他の未払金の全額を直ちに甲に支払います。
 - ① リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
 - ② 小切手もしくは手形の不渡りまたは電子決済用印の支払不能を1回でも発生させたとき、その他支払いを停止したとき。
 - ③ 差押、仮差押、仮処分、競売の申立て、公租公課の滞納処分などを受け、または破産、民事再生、会社更生の各手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または解散したとき。

- ④ 事業の全部または重要な一部の譲渡、その他資産、信用もしくは事業に重大な変更を生じ、もしくはその決定を、または、経営が著しく悪化し、もしくはそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき、
- ⑤ 事実上営業を停止もしくは廃止したとき、または官公庁から業務停止その他業務継続不能の処分を受けたとき、
- ⑥ 乙が自然人の場合、死亡したとき、または補助、保佐、後見が開始したとき、もしくは任意後見監督人が選任されたとき、
- ⑦ この契約以外の甲に対する金銭債務の支払いを1回でも怠ったとき、
- ⑧ 甲以外の債権者に対する債務について期限の利益を喪失したとき、または甲以外の債権者に対して第三者が負担する債務について乙が行った保証債務につき、履行義務が発生したにもかかわらずその履行ができないとき、
- ⑨ 連帯保証人が前各号の一つにでも該当した場合において、甲が相当と認める保証人を直ちに追加しなかったとき、
- ⑩ 乙（取引の任に当たっている者を含む。以下本号において同じ。）について犯罪による収益の移転防止に関する法律等に基づき取引履歴調査ができなかったとき、または乙が虚偽の申告をしたことが判明したとき、
- ⑪ 以上に定めるほか、この契約の条項または甲との間のその他の契約の条項の一つにでも違反したとき、

(2) 乙に前項各号に該当する事由の一つでも発生したときは、甲は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができます。

(3) 前項より、甲がこの契約を解除したときは、乙は、直ちに物件を第20条の規定に基づき甲に返還するとともに、残存リース料およびその他の未払金の合計額相当の損害賠償金を直ちに甲に支払います。

(4) 前項の場合、甲が物件の返還を不能と判断したときは、乙は甲の請求により第16条に定める規定損害金相当額の損害賠償金を直ちに甲に支払います。

(5) 甲は、第(1)項により乙が期限の利益を喪失した場合、または第(2)項によりこの契約が解除された場合、甲乙間において締結された一切の契約を同時に解除し、または乙の甲に対するすべての債務について期限が到来したものとみなすことができるものとします。

第19条 (物件の償還)

乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当した場合、甲がこの契約を解除しない場合でも、甲の債権保全のため、乙は物件を一時甲に引渡さなければならないものとします。

第20条 (物件の返還および清算)

(1) この契約が期間満了、契約解除その他の事由により終了したときは、乙は、物件の通常の損耗と第10条により甲が承諾したものを除き物件を原状に回復（乙が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去を含む。）し、甲の請求に従い、その指定する場所へ返還します。

この場合、乙は、物件の撤去、運搬費用等物件の返還に要する一切の費用を負担するものとし、また返還された物件が毀損等により原状と異なる場合には、その修理に要する費用を甲に支払います。

(2) 物件の返還が遅れた場合に、甲から要求があったときは、乙は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を支払うとともに、この契約の諸条件に準じます。

(3) 乙が物件の返還を遅延した場合において、甲または甲の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、乙は、これを妨害したり、拒むことはできません。この場合、物件の引揚げのために要した一切の費用（弁護士費用を含む。）は乙の負担とします。

(4) 第18条第(2)項によりこの契約が解除された場合で、かつ同条第(3)項に従って物件の返還および損害賠償金の支払いがなされたときは、甲は甲の選択により、その損害賠償金を償還として、物件を相当の基準に従って甲が評価した金額または処分した金額から、その評価または処分を要した一切の費用および甲が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価値額を差し引いた金額（以下「清算金」という。）を乙に返還します。但し、この契約以外に乙の甲に対する債務がある場合には、その債務の期限の如何にかかわらず、甲は清算金をその債務に充当することができるものとします。

(5) 第(1)項の場合、乙が物件を原状に回復しない場合には、甲は付着した物件の所有権を無償で取得することができ、乙はこれに対し返還または利得償還等の請求をすることができません。また、乙が物件に記録したコンピュータデータ等の情報の消去がなされていない場合、甲は当該データを消去できるものとします。乙は甲のデータ消去に何ら異議を述べないとともに、甲がデータ消去に要した一切の費用を甲に支払うものとします。なお、この場合、返還または引揚げ後にそのデータが漏洩したとしても甲は一切の責任を負いません。

第21条 (再リース)

(1) 乙は、リース期間の満了に際し、この契約を終了させるか、引き続き物件を甲から借り受ける（以下「再リース」という。）かを選択することができます。

再リースの条件は、乙は表(10)記載の再リース料を、甲の請求に従い、甲に支払うものとするほか、期間は1年、再リース規定損害金は物件を相当の基準に従って甲が評価した金額とし、その他はこの契約と同一条件とします。なお、再リース契約が締結・解約その他理由の如何を問わず満了前に終了しても、支払済み未経過再リース料は乙に返還されません。

(2) 前項より乙がこの契約を終了させるときは、リース期間が満了する2ヶ月前までに甲に対して書面でその旨を通知します。

(3) 乙から前項に基づく契約終了通知がないときは、リース期間の満了日の翌日をもって自動的に再リースに関する契約が成立し、乙は、第(1)項の再リース条件で引き続き物件を使用することができます。但し、リース期間が満了するまでに乙が第18条第(1)項各号の一つにでも該当したとき、または第22条第(3)項に該当したとき、もしくは甲が再リースをしない旨の意思表示をしたときは、再リース契約は成立しないものとします。

(4) 乙は、再リースの期間満了に際しては、前二項の方法により、再リースを第(1)項記載の再リース条件で1年間延長するか、または終了させるかを選択することができるものと、以降も同様とします。

第22条 (表明・確約事項)

(1) 乙および連帯保証人は、この契約（再リース契約を含む。）の締結日において、自らおよびそれぞれの役員、重要な使用人、または経営に実質的に関与している者（以下「役員等」と総称する。）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から6年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会盟、社会連帯等構成員、特異組織暴力団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団等」と総称する。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを締結します。

- ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること、
- ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること、
- ③ 自己、自社または第三者の不正の利益を図る目的もしくは第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用してと認められる関係を有すること、

④ 暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること、

⑤ その他暴力団等との社会的に許されるべき関係を有すること、

(2) 乙および連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員等もしくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを締結します。

- ① 暴力的な要求行為、
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為、
- ③ 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為、
- ④ 虚偽を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、もしくは甲の業務を妨害する行為、
- ⑤ その他前各号に準ずる行為、

(3) 乙、連帯保証人またはそれぞれの役員等が、暴力団等もしくは第(1)項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第(1)項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明し、乙との取引を継続することが不適切である場合には、甲は、催告を要せず、直ちにこの契約を解除することができますものとし、解除に伴う措置については第18条第(3)項から第(5)項まで、および第20条、第23条から第25条までが適用されるものとします。

(4) 前項の甲の権利行使により、乙、連帯保証人または当該役員等に損害が生じても、甲は一切の責任を負いません。

第23条 (相殺禁止)

乙は、この契約に基づく債務を、甲または甲の承継人に対する債権をもって相殺することはできません。

第24条 (弁済の充当)

(1) この契約に基づく乙の債務弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、甲は、甲が相当と認める順序、方法により充当することができます。乙はその充当に対して異議を述べません。

(2) 乙がこの契約のリース料等の支払いのため約束手形を甲に交付している場合には、この契約がリース期間満了前に終了した場合（解除による終了を含む。）においても、甲は、この約束手形の内、未決済の約束手形をこの契約および他の契約に基づく乙の一切の債務が完済されるまで担保とすることができ、手形譲渡人としての一切の権利を行使することができます。

第25条 (遅延損害金)

乙は、この契約に基づく甲に対する金銭の支払いを怠ったとき、または甲が乙のために費用を立替えた場合の立替金の償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替日目の翌日からその完済に至るまで、表(9)記載の割合による遅延損害金を甲に支払います。

第26条 (甲の権利の譲渡等)

甲はこの契約に基づく甲の権利、この契約上の地位、物件の所有権の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保権を設定することができます。

第27条 (連帯保証人)

(1) 連帯保証人は、この契約および再リース契約に基づき乙が甲に対して負担する現在および将来の一切の債務を本日保証し、乙と連帯して、債務履行の責に任じます。

(2) 連帯保証人がこの契約による債務の一部を弁済したときは、連帯保証人は甲の書面による承諾なしに代位権を行使しません。

(3) 連帯保証人は、甲がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張および損害賠償の請求をしません。

第28条 (通知・報告事項)

(1) 乙または連帯保証人に次の各号に該当する事由が生じたときは、乙または連帯保証人は、直ちにその旨を書面で甲に通知します。

- ① 住所を移転したとき、商号もしくは氏名、代表者または組織もしくは種類を変更したとき、
- ② 合併、会社分割、資本金もしくは準備金の額の減少、重要な事業の変更、譲渡もしくは譲受または実質的支配者の変更があったとき、
- ③ 第18条第(1)項第②号から第⑤号までの事実の発生またはそのおそれがあるとき、

(2) 乙および連帯保証人は、甲から要求があったときは、その事業の状況を説明し、毎決算期の計算書類その他甲の指定する書類を甲に提出します。

第29条 (通知の効力)

この契約に關し甲が乙または連帯保証人に対し発した書面が、この契約証書記載の住所、または前条第(1)項により通知を受けた乙または連帯保証人の住所宛に差し出されたにもかかわらず、不着または延着となったときは、当該書面は発信後5日をもって到達したものとします。

第30条 (特約事項)

(1) 表(11)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

(2) この契約と異なる合意は、表(11)の特約欄に記載するか、別に書面で甲と乙とが合意しなければ効力はないものとします。

第31条 (公正証書)

乙および連帯保証人は、甲が請求したときいつでも、この契約について強制執行認諾事項を付した公正証書を作成するものとし、その費用は乙の負担とします。

第32条 (合意管轄)

この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、静岡地方裁判所または甲が選択する甲の支店、営業所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とします。

(表)

契約No. FL19-0070-00

(1) 物件の売主(丙)	1. 新栄事務機株式会社			
(2) 物 件	1. 複合機 ADV C3530FⅢ 1台 2段カセットパティスタル AP1			
(3) 物件の設置場所	1. 浜松市議会市民クラブ 静岡県浜松市中区元城町103-2			
(4) リース期間	48ヶ月 (借受証発行日から起算します。)			
(5) リース料および その支払方法	月額リース料	13,500円	リース料総額	648,000円
	1回当リース料 消費税等額	13,500円 1,080円	合 計	14,580円
	支 払 日 お よ び 支 払 方 法	1回目は借受証発行日の翌月11日に2回分口座振替にてお支払い。 2回目以降は借受証発行日の翌々月から毎月11日に口座振替にてお支払い。		
(6) 前払リース料	前払リース料 消費税等額	*****円 *****円	合 計	*****円
	支 払 日 お よ び 支 払 方 法	(最終月から遡って ** ヶ月のリース料に充当します。)		
(7) 保 険	動産総合保険 免責金額：1事故につき5万円。(天災は除きます) 被 保 険 者 甲			
(8) 規 定 損 害 金	基本額 当初 24ヶ月の逦減月額 以降 24ヶ月の逦減月額		594,000円 10,100円 13,500円	
(9) 遅 延 損 害 金	年14.6% 1年に満たない端数期間については365日の日割計算とします。			
(10) 再リース料	再リース料 (消費税等別)	16,200円		
(11) 特 約				

リース料等一括ご請求書

430-0946
静岡県浜松市中区元城町103-2

1/2 頁
2019年5月30日 発行

浜松市議会市民クラブ

御中

430-0946
静岡県浜松市中区元城町
115番地の1

はましんリース株式会社

TEL 053-456-0611
FAX 053-456-0623

契約番号		お支払総額	699,840円
契約日	2019年5月21日	契約月数	48ヶ月
契約期間	2019年5月23日 ~ 2023年5月22日		
支払日 / 支払方法	1回目は2019年6月11日に2回分口座振替にてお支払いください。 2回目以降は2019年7月から毎月の11日に口座振替にてお支払いください。		
金融機関名	浜松磐田信用金庫		
口座種類		口座番号	
口座名義人			
物件名	複合機 ADV C3530FIII		

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳 (リース料)			
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高
1	2019年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	685,260
2	2019年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	670,680
3	2019年7月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	656,100
4	2019年8月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	641,520
5	2019年9月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	626,940
6	2019年10月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	612,360
7	2019年11月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	597,780
8	2019年12月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	583,200
9	2020年1月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	568,620
10	2020年2月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	554,040
11	2020年3月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	539,460
12	2020年4月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	524,880
13	2020年5月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	510,300
14	2020年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	495,720
15	2020年7月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	481,140
16	2020年8月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	466,560
17	2020年9月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	451,980
18	2020年10月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	437,400
19	2020年11月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	422,820
20	2020年12月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	408,240
21	2021年1月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	393,660
22	2021年2月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	379,080
23	2021年3月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	364,500
24	2021年4月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	349,920
25	2021年5月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	335,340
26	2021年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	320,760
27	2021年7月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	306,180
28	2021年8月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	291,600
29	2021年9月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	277,020
30	2021年10月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	262,440
31	2021年11月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	247,860
32	2021年12月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	233,280
33	2022年1月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	218,700
34	2022年2月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	204,120
35	2022年3月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	189,540
36	2022年4月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	174,960
37	2022年5月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	160,380
38	2022年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	145,800

リース料等一括ご請求書

2/2 頁

2019年 5月30日 発行

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳 (リース料)			
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高
39	2022年 7月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	131,220
40	2022年 8月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	116,640
41	2022年 9月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	102,060
42	2022年10月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	87,480
43	2022年11月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	72,900
44	2022年12月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	58,320
45	2023年 1月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	43,740
46	2023年 2月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	29,160
47	2023年 3月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	14,580
48	2023年 4月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	0

①

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	1	4	5	8	0

但し はましんリース株式会社へリース料の支払い(口座振替)

内訳 物件:複合機 ADV C3530FⅢ、リース料:支払総額699,840円、
契約日2019年5月21日、契約月数48ヵ月、14,580円

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月 // 日

会派名 浜松市議会 市民クラブ

代表者名 平間良明

リース料等一括ご請求書

430-0946
静岡県浜松市中区元城町103-2

1/2 頁
2019年5月30日 発行

浜松市議会市民クラブ

御中

430-0946
静岡県浜松市中区元城町
115番地の1

はましんリース株式会社

TEL 053-456-0611

FAX 053-456-0623

契約番号	[REDACTED]	お支払総額	699,840円
契約日	2019年5月21日	契約月数	48ヶ月
契約期間	2019年5月23日 ~ 2023年5月22日		
支払日 / 支払方法	1回目は2019年6月11日に2回分口座振替にてお支払いください。 2回目以降は2019年7月から毎月の11日に口座振替にてお支払いください。		
金融機関名	浜松磐田信用金庫		
口座種類	[REDACTED]	口座番号	[REDACTED]
口座名義人	[REDACTED]		
物件名	複合機 ADV C3530FⅢ		

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳 (リース料)			
			金額	課税区分	消費税等額	お支払残高
1	2019年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	685,260
2	2019年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	670,680
3	2019年7月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	656,100
4	2019年8月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	641,520
5	2019年9月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	626,940
6	2019年10月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	612,360
7	2019年11月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	597,780
8	2019年12月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	583,200
9	2020年1月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	568,620
10	2020年2月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	554,040
11	2020年3月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	539,460
12	2020年4月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	524,880
13	2020年5月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	510,300
14	2020年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	495,720
15	2020年7月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	481,140
16	2020年8月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	466,560
17	2020年9月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	451,980
18	2020年10月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	437,400
19	2020年11月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	422,820
20	2020年12月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	408,240
21	2021年1月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	393,660
22	2021年2月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	379,080
23	2021年3月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	364,500
24	2021年4月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	349,920
25	2021年5月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	335,340
26	2021年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	320,760
27	2021年7月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	306,180
28	2021年8月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	291,600
29	2021年9月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	277,020
30	2021年10月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	262,440
31	2021年11月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	247,860
32	2021年12月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	233,280
33	2022年1月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	218,700
34	2022年2月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	204,120
35	2022年3月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	189,540
36	2022年4月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	174,960
37	2022年5月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	160,380
38	2022年6月11日	14,580	13,500	課税(8%)	1,080	145,800

①

リース料等一括ご請求書

2/2 頁

2019年 5月30日 発行

回次	お支払日	お支払金額	お支払金額内訳 (リース料)			お支払残高
			金額	課税区分	消費税等額	
39	2022年 7月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	131,220
40	2022年 8月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	116,640
41	2022年 9月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	102,060
42	2022年10月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	87,480
43	2022年11月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	72,900
44	2022年12月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	58,320
45	2023年 1月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	43,740
46	2023年 2月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	29,160
47	2023年 3月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	14,580
48	2023年 4月11日	14,580	13,500	課税 (8%)	1,080	0

②

領収書

No.

浜松市浜名区市民センター

様

令和5年4月28日

金額									
			¥	9	9	7	3	-	1

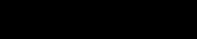

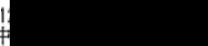



内

但 32184円

消費税等

上記正に領収いたしました

現金	✓		
小切手			

文具・ 事務機器
 有限会社  工 -
 〒433-81  2号
 浜松市中  (代)
 TEL 
 FAX 



アスクルご請求書

2023年04月30日締切分

430-0946
静岡県浜松市中区
元城町103-2
本館8階



2



浜松市議会 市民クラブ

様

C1 289362# 00001/00001



お問い合わせ番号

アスクル担当販売店

有限会社マックオーエー

静岡県浜松市中区
上島6-25-22

914503 001

TEL: 053-475-2102

担当: アスクル担当者

お支払いに関するお問い合わせは担当販売店までお願い申し上げます。

TEL: 053-457-2496

FAX: 053-457-2486

ご購入いただきましてありがとうございます。
記載の通り、ご請求申し上げます。

当月ご請求額

13,849円

うち消費税等 (1,193円)

お支払い日	▶	2023年 05月 15日
お支払い方法	▶	口座振込
お振込	金融機関	静岡銀行
	支店	上島支店
	口座	当座 0305575
		マックオーエー

対象期間	2023/04/01 ~ 2023/04/30
当月お買い上げ金額	13,849円
当月返品金額	0円
当月値引金額	-970円

税率別のお買い上げ金額等は裏面に表示しています。

お振込みの際の手数料はお客様のご負担でお願い申し上げます。

月日 / 伝票番号 / 取引区分 お申込番号 / 商品名	数量	単価(円) (税込)	金額(円) (税込)	備考	税率/クレー
04/12 62093751					
272-109 アスクル クリアーホルダー A4 1セット (30枚) スタン	1	325	325	✓	10.0
177-530 マッキー 細字/極細 黒 油性ペン ゼブラ	1	89	89	✓	10.0
812-140 トンボ鉛筆【MONO】修正テープ モノYX 5mm 詰め替え	2	191	382	✓	10.0
596-223 アスクル クリアーホルダー A4 1袋 (100枚) スタンダ	1	899	899	✓	10.0
127-7979 アスクル カラーインデックス A4タテ インデックスシート	2	244	488	✓	10.0
324-4251 キヤノン (Canon) 純正インク BCI-326C シアン	1	1,150	1,150	✓	10.0
962-380 パナソニック アルカリ乾電池 エボルタ 単4形 LR03EJ	1	1,170	1,170	✓	10.0
667-924 パナソニック アルカリ乾電池 単3形 1パック (12本入)	1	1,042	1,042	✓	10.0
206-112 コクヨ キャンパスノート セミB5 A罫7mm (ミリ) 30	1	484	484	✓	10.0
528-878 コピー用紙 マルチペーパー スーパーエコノミー+ A4 1セ	1	1,287	1,287	✓	0
422-206 ポストイット 付箋 ふせん 通常粘着 スリム見出しミニ 25	1	201	201	✓	10.0
560-552 アスクル 貼ってはがせるオフィスのおせん 75×25mm パ	1	418	418	✓	10.0
602-302 ポストイット 付箋 フィルムふせん ジョーブ 透明見出し 4	1	898	898	✓	10.0
537-2484		2,137	2,137	○	軽 8.0
P23-2172		188	188	○	軽 8.0
296-1819		487	487	○	軽 8.0
AH9-6437		385	385	○	軽 8.0
P67-8486		1,089	1,089	○	軽 8.0
92A-9400		370	370	○	軽 8.0
	小 計		12,709		様ご発注分

04/12 62095070					
U32-8841 パナソニック (Panasonic) アルカリ乾電池エボルタ	1	1,140	1,140	✓	10.0
	小 計		1,140		様ご発注分

政務給付

✓

¥9973-

会派費

○

¥3876-

3

支払証明書

金額		百	拾	万	千	百	拾	円
				¥	5	5	0	0

但し インターネットサービス4月利用料として
 浜松ケーブルテレビ株式会社【口座振替】
 内訳 ライトプランスーパープレミアム

お客様番号 004018019

発行日 2023年 5月 12日現在 1 / 1頁

ご利用料金のお知らせ

日頃は弊社サービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。
 記の金額をご指定のお支払方法より振替（決済）させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

ご請求金額	5,500円 (税込)
お引落日	2023年 5月26日
金融機関名	浜松磐田信用金庫
支店名	
種別	
口座番号	
口座名義	

＜営業時間変更のお知らせ＞

誠に勝手ではございますが、令和5年1月4日（水）より
 営業時間を9：30～17：30に変更させていただきました。
 お客様にはご不便をお掛けしますが何卒ご理解と
 協力をお願いいたします。

内 訳	金額	期間等
【NET】		
ライトプランスーパープレミアム	5,500	2023年04月
合計	5,500	

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月26日

会 派 名 浜松市議会 市民クラブ
 代表者名 平間良明

4

支払証明書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
			¥	6	3	0	0

但し 8階市民クラブ控室:4月分コピー料金として
 内訳 請求額(新栄事務機㈱へ支払い) 6,080 ✓
 振込手数料(ATM現金取扱:同行/他店/5万円未満) 220
合計 6,300 円

キャッシュサービスご利用控
 毎度ご利用いただきありがとうございます
 浜松いわた信用金庫

お取扱日	取扱金庫・店番	機種	取扱設備
05-05-10	1503011-7450		
カード発行金融機関・店番	口座番号		
****-****-****	****		
お取引金額	お取引金額		
000001000001	¥6,080*		
お取引内容	お取引後残高		
お振込	¥0		
手数料	¥220	ペーシ	課税
			¥300
時刻	14:01	おつり	

 印課税申告納
 付戻り済
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

キャッシュサービスご利用控 (写し)
 毎度ご利用いただきありがとうございます
 浜松いわた信用金庫

お取扱日	取扱金庫・店番	機種	取扱設備
05-05-10	1503011-7450		
カード発行金融機関・店番	口座番号		
****-****-****	****		
お取引金額	お取引金額		
000001000001	¥6,080*		
お取引内容	お取引後残高		
お振込	¥0		
手数料	¥220	ペーシ	課税
			¥300
時刻	14:01	おつり	

 印課税申告納
 付戻り済
 税務署承認済

ご利用ありがとうございました。

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和5年4月28日

会派名 浜松市議会市民クラブ
 代表者名 平間良明

お客様番号

430-0946

浜松市中区元城町103-2

納品書

No. 00271805

令和5年4月27日

新栄事務機株式会社

代表取締役 上村 篤

取引銀行

静岡銀行 上知原支店 (055072)
徳島信用金庫 上知原支店 (0521332)

浜松市議会 市民クラブ

本社 〒45-046 浜松市東区上西町25-5番地
TEL:053-463-9159 FAX:053-464-0599

担当:

下記の通り納品致しましたのでご査収下さい。

品名	数量	単位	単価	金額	備考
キリン複写機IRADVC3530FIII対応-料金	256枚		15,000	3,840	
" 2色カラー-料金	6枚		6,000	36	
" プラック対応-料金	590枚		2,800	1,652	
				消費税	552 *は税込
				合計	6,080

摘要: 9/27-4/27

4

お客様コード No. [REDACTED]

〒 430-0946

浜松市中央区元城町103-2

浜松市議会 市民クラブ

請求書

令和 5年 4月 30日 締切分

新栄株式会社
代表取締役
本社 〒430-0946
TEL:053-434-XXXX

綴

取引銀行 静岡銀行上新屋支店(警)065072

浜松警田信用金庫 上新屋支店(当) 211322

毎度ありがとうございます。
下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額			御入金額			調整額			繰越金額			御買上額			消費総額			残高					
前	回	金	前	回	金	調	整	額	繰	越	金	御	買	上	額	消	費	総	額	前	回	残	
		4114			4114			0			0			0			6080			6080			
4/12		00195319 (入金)																				4,114	
4/27		00271805 複写機RADYC3530F IIIA用リサイクル料金																				15,000	
		" " 2色リサイクル料金																				6,000	
		" " 7色リサイクル料金																				2,800	
		～ 以下余白 ～																				36	
																						1,652	

4

④

積算カウンター連絡票

市民クラブ 様

カウント開始日 23年3月27日 ~ カウント締め日 23年4月27日

機種 IR-ADVC3530FⅢ 機番 2GQ05774

ご使用実績内訳

	フルカラー 217 + 130	2色カラー 118	ブラック 108
今回値	8753枚	251枚	49849枚
前回値	8495枚	245枚	49254枚
総使用枚数	258枚	6枚	595枚
削除枚数	1% 2枚	1% 0枚	1% 5枚
請求対象枚数	256枚	6枚	590枚

保守合算基本料金 ¥2,800 (税別) トナー込み

フルカラー 一律 ¥15.00 /枚(税別) 2色カラー 一律 ¥6.00 /枚(税別) ブラック 一律 ¥2.80 /枚(税別)

署名	確認者

浜松市東区上西町25-5番地

新栄事務機株式会社

TEL 0
FAX 0

5

支払証明書

金額	百	拾	万	千	百	拾	円
	¥	1	2	2	4	3	0

但し 会派職員PC動作環境整備、Wi-Fiルーター、スマートLiteスイッチ、LAN配線、設定費として
内訳 新栄事務機㈱へ支払い

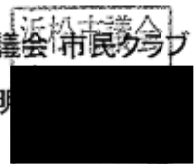
内臓SSD、増設メモリ、設定費(納品書271820)	39,380
Wi-Fiルーター(※1)、設定費、スマートLiteスイッチ、LAN配線(納品書271821)	82,500
振込手数料(窓口扱い、5万円以上、当金庫他店)	550
	<hr/>
	122,430 円

※1…備品No.17

上記の金額を政務活動費として支払ったことを証明します。

令和 5年 4月 28日

会派名 浜松市議会 市民クラブ
代表者名 平間良明



1430

振込金受取書

(兼振込手数料受取書)

預金払戻請求書による振込受付書

(イ、またはロのいずれかに印をつけ一方を抹消)

振込日(利率)

年	05	月	05	日	15
---	----	---	----	---	----

振込方法

当	0	他	1
---	---	---	---

振込先	梁	私	磐	田	振込機関	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	名	〇	〇	〇	〇	〇																					
預金種目	〇												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇						
金額	211322												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
お受取人	シンエイシステム												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
振込先	新栄事務機 株式会社												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
ご依頼人	ハママツシギカイ												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
住所	クラフカイ												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
〒	0534572496												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
住所	海松市中区元城野 105-2												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
住所	海松市議会事務局												〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

当金庫をご利用いただきましてありがとうございます。今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

- 振込先には、預金種目、口座番号、受取人名を通知いたします。
- 振込依頼書に記載相違があった場合には、照会等のため振込が遅延することがあります。
- 通信機器・回線の障害または郵便物の遅延などやむを得ない事由によって振込が遅延することがありますのでご了承ください。
- 振込手数料には、消費税等が含まれています。

— お願ひ —

お振込のご用命は午後2時までにお申し付けください



浜松いわた信用金庫 本店営業部

海松市議会事務局

浜松いわた信用金庫 電話053-1-0230 (2/2)

5

5

お客様コードNo [Redacted]

納品書

No. 00271820

令和 5年 4月 19日

430-0946

浜松市中区元城町103-2

新栄事務株式会社

浜松市議会 市民クラブ

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (書)055072
横浜信用金庫 上新屋支店 (当)211322

本社 [Redacted] 上 [Redacted]
TEL:053-463-9159 FAX [Redacted]

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査取下さい。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	内蔵SSD 512GB SATA 2.5インチ ADATA	1	個	11,000.0	11,000	
	増設メモリ 8GB エプソン EW2400-N8G/RO	1	枚	9,800.0	9,800	
	設定費 (SSD換装+クリーン作製)	1	式	15,000	15,000	
				消費税	3,580	*は税込
摘要:				合計	39,380	

お客様コードNo [Redacted]

請求書

No. 00271820

令和 5年 4月 19日

430-0946

浜松市中区元城町103-2

新栄事務株式会社

浜松市議会 市民クラブ

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (書)055072
横浜信用金庫 上新屋支店 (当)211322

本社 [Redacted] 上 [Redacted]
TEL:053-463-9159 FAX [Redacted]

担当: [Redacted]

下記の通り御請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	内蔵SSD 512GB SATA 2.5インチ ADATA	1	個	11,000.0	11,000	
	増設メモリ 8GB エプソン EW2400-N8G/RO	1	枚	9,800.0	9,800	
	設定費 (SSD換装+クリーン作製)	1	式	15,000	15,000	
				消費税	3,580	*は税込
摘要:				合計	39,380	

5

御見積書

No 20-2304082-01
見積日 2023年4月11日

浜松市議会 市民クラブ 様

ご照会の件につき、下記の通り御見積申し上げます。

件名：ルーター

受渡期間：別途指定日

受渡場所：別途指定場所

取引方法：通常取引

有効期限：発行日より一ヶ月間

RISOGRAPH印刷機・キヤノン製品

OA機器・ル製品・システム開発

新しな機器株式会社

代表取締役 上村

本社 静岡県 上西町25-5

TEL:053-463-9159

FAX:053-464-0589

URL <http://h-shin-ei.co.jp/>

御見積金額(税込) ¥82,500

--	--	--

担当： XXXXXXXXXX

商品名	規格	数量	単位	定価	納入単価	納入金額
Wi-Fiルーター	バッファロー WNR-5400XE6	1	台	OPEN	20,000	20,000
設定費 (無線・既存LAN引継)		1	式		10,000	10,000
スマートLiteスイッチ 16ポート	バッファロー BS-GSL2016	1	台	27,800	20,000	20,000
LAN配線		1	式		25,000	25,000
				小計		¥75,000
				消費税 合計		¥7,500
				合計		¥82,500

備考

Wi-Fiルーター 備品 No.17

何卒御用命の程、お願い申し上げます。

5

お客様コードNo.

[Redacted]

納品書

No.

00271821

430-0946

令和 5年 4月 19日

[Redacted]

浜松市中区元城町103-2

株式会社 [Redacted]

浜松市議会 市民クラブ

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (番)055072
松島信用金庫 上新屋支店 (番)211322

本社 [Redacted] 区上 [Redacted]
TEL:053-463-9159 FAX:0 [Redacted]

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査取下さい。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	Wi-Fiルーター パナソニック WNR-5400XE6		1台	20,000.0	20,000	
	設定費 (無線・既存LAN引継)		1式	10,000	10,000	
	スマートLiteスイッチ 16ポート		1台	20,000.0	20,000	
	パナソニック BS-GSL2016					
	LAN配線		1式	25,000	25,000	
摘要:				消費税	7,500	*は税込
				合計	82,500	

お客様コードNo.

[Redacted]

請求書

No.

00271821

430-0946

令和 5年 4月 19日

[Redacted]

浜松市中区元城町103-2

株式会社 [Redacted]

浜松市議会 市民クラブ

取引銀行
静岡銀行 上新屋支店 (番)055072
松島信用金庫 上新屋支店 (番)211322

本社 [Redacted] 区上 [Redacted]
TEL:053-463-9159 FAX:0 [Redacted]

担当: [Redacted]

下記の通り御請求申し上げます。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	Wi-Fiルーター パナソニック WNR-5400XE6		1台	20,000.0	20,000	
	設定費 (無線・既存LAN引継)		1式	10,000	10,000	
	スマートLiteスイッチ 16ポート		1台	20,000.0	20,000	
	パナソニック BS-GSL2016					
	LAN配線		1式	25,000	25,000	
摘要:				消費税	7,500	*は税込
				合計	82,500	

丸八パーキング
千歳町

(写し)
丸八パーキング
千歳町

領収証

精算機 No.	A	精算No.	000197
車室番号 (自動車)	24		
入庫時刻	2023年 4月19日(水)	08:56	
精算時刻	2023年 4月19日(水)	09:48	
駐車料金	料	金	300円
合 計			300円
現金領収金額			300円
現金入金額			1,000円
釣銭			700円

またのご利用をお待ちしております。

領収証

精算機 #01	A	精算No.	000197
車室番号 (自動車)	24		
入庫時刻	2023年 4月19日(水)	08:56	
精算時刻	2023年 4月19日(水)	09:48	
駐車料金	料	金	300円
合 計			300円
現金領収金額			300円
現金入金額			1,000円
釣銭			700円

またのご利用をお待ちしております。

(様式1) 市内・近接地等の旅費申請書兼旅費支払証明書

会派名 市民クラブ

代表者名 平間良明 様

下記のとおり、政務活動のため、令和 5 年 4 月分の市内・近接地等の旅費を申請します。

会派の政務活動のための経費として、上記の金額を支払ったことを証明します。

令和 5 年 4 月 28 日

会派名 市民クラブ

代表者名 平間良

申請額 12,247円

氏名 北野谷富子

申請額内訳 調査研究費 3,848円 研修費

広報費

広聴費

私用車 6,549円 要請・陳情費

会議費

1,850円

日	活動内容	行程	支出項目	私用車		有料道路		駐車場		タクシー		備考
				距離	金額	金額	金額	金額	金額			
12	大平地区地すべりの実態調査	自宅～大平～自宅	調査	10	370							
16	祭典委員会との意見聴取	自宅～亀玉協働センター～自宅	広聴	3	111							
17	雇用条件について調査	自宅～市役所～自宅	調査	25	925							
18	西美蘭地区の冠水地域の実態について調査	自宅～市役所～自宅	調査	25	925							～14:00まで
"	女性の活躍について意見交換	自宅～磐田市下野部～自宅	広聴	22	814							17:00～
19	会派会議(市政について)	自宅～市役所～自宅	会議	25	925							～13:00まで
"	友好団体との意見交換	自宅～磐田市見付～自宅	広聴	37	1,369							18:30～
20	評議委員との意見交換、友好団体との意見交換	自宅～亀玉小学校～磐田市岩井～自宅	広聴	40	1,480							
21	SDGsの取り組みについて意見聴取	自宅～袋井市山名町～自宅	広聴	52	1,924							
23	スタジアム建設に関する実態調査	自宅～磐田市新貝～自宅	調査	44	1,628							
24	友好団体との意見交換	自宅～上西町～自宅	広聴	23	851							
25	会派会議(市政について)	自宅～市役所～自宅	会議	25	925							
	合計			331	12,247							

※私用車使用の場合、走行距離1キロメートルにつき37円を支給